

# 緊急 短期入所ご利用者各位様

自立センター前穂 代表者 松原 文雄

日頃は、前穂の短期入所（ショート宿泊）をご利用頂き、誠にありがとうございます。今回は、特別なお願いがございます。

ご多忙のところ誠に恐縮ですが、お読み頂き、お力添えをいただきたく存じます。つい先頃、今年の4月からの事業者報酬の改定（案）が厚生労働省から出されました。昨年末からのメディアの反応より、報酬が上がるとの予想でありました。しかし、短期入所については、大幅なダウンが示されています。そのまま適用されると、前穂では4割近くの減収となります。これはたちまち事業の継続が困難になってしまう数字です。即ち、皆様のご宿泊をお受けできなくなってしまいます。

厚生労働省に問い合わせてみますと、「そもそも短期入所の報酬は一日料金であり、短期入所利用中の作業所への通所は想定外である。現在、短期入所を利用しながら作業所へ通所した場合、作業所への支払いと短期入所への支払いが重なって発生し、二重払い（併給）となってしまっている。これを是正するため、作業所へ通所する場合は、短期入所への支払いを減額する」という回答でした。

まえほ通信  
まへほつうしん

発行日

2009年3月1日

発行元

自立センター前穂  
〒569-1022  
高槻市日吉台  
1番町21-18  
072-689-8600

【二重払いの是正】という理屈は理解できます。しかし、今までが払い過ぎであったと言われても、決して運営が楽であった訳ではなく、そもそも短期入所の必要性や運営経費について十分に知らせてもらえてなかったと思えてなりません。

また、今日は激変緩和策として、単独型事業者（入所施設併設でないケース）に対し、【単独型加算】が親切されます。この加算を加えると、減収見込みは約2割となり、やはり運営の悪化は避けられません。ことは、前穂だけではなく、全ショートステイ施設にとって一大事かと思えます。しかしながら、左記の【単独型加算】に「前穂」や「すまいる」は含まれないというのが、現時点の見解にまかされています。

以上の状況から、皆様にお願ひがあります。

**【平成21年度障害者自立支援法報酬改定（案）】は現在パブリックコメント中です。皆様のお声次第では、この改定（案）を見直してもらい短期入所を存続させる可能性もでてきます。**

**是非、厚生労働省にメールにて、皆様のお声をお伝え頂けませんでしょうか？**

地域の中で、普段どおりの暮らしを続けてゆくための要となる短期入所事業が、今迄通り存続・発展できるよう、何卒、宜しくお願ひ申し上げます。

最後に、現状をありのままに書かせて頂きましたが、我々としても短期入所の存続意義を死守する為、各方面に協力を依頼しております。その他ご協力をご依頼させて頂くこともあるかと思ひます。ご協力の程、宜しくお願ひ致します。